

入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱い要領

制 定 平成 18 年 5 月 19 日

最近改正 平成 19 年 4 月 10 日

第 1 趣旨

この要領は、本市が発注する工事について、適正な施工の確保を徹底するため、入札者に対し、所属する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）のうち、当該工事を受注した場合に配置を予定する者（以下「配置予定技術者」という。）を記載した書類（以下「配置予定技術者調書」という。）の提出を求め、その確認等を行うための必要な事項を定める。

第 2 対象とする入札

配置予定技術者調書の提出の対象とする入札は、大阪市契約管財局契約部が行う工事の請負に係る一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。以下同じ。）、公募型指名競争入札及び指名競争入札とする。

第 3 提出を求める配置予定技術者調書

(1) 提出を求める配置予定技術者調書は、別紙のとおりとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 工事名称

イ 入札者名

ウ 配置を予定する監理技術者等の氏名

エ 資格・免許（登録番号）

オ 配置を予定する監理技術者等が過去に従事した工事経歴の概要

カ その他必要な事項

(2) 配置予定技術者調書記載の資格・免許及び雇用関係を証する書類等の写しを配置予定技術者調書に添付させるものとする。

第 4 提出期限

配置予定技術者調書の提出期限を次のとおりとする。

(1) 一般競争入札及び公募型指名競争入札

公告文、入札説明書又は公示文各項の定めによる。

(2) 指名競争入札

① 電子入札システム上で入札した場合

落札決定日の勤務時間内とする。

勤務時間内に提出がない場合は、落札決定日翌日に本市競争入札指名停止措置要綱第 12 条の規定に基づき口頭で警告し、同日の勤務時間内に提出させるものとする。

② 契約管財局入札室で入札書を投函した場合

落札決定時とする。

提出がない場合は、本市競争入札指名停止措置要綱第 12 条の規定に基づき口頭で警告し、落札決定日翌日の勤務時間内に提出させるものとする。

ただし、落札決定日翌日が本市における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が続くときは、休日最終日の翌日）とする。

(3) 上記(1)(2)により難い場合は、別途定めるものとする。

第 5 配置予定技術者調書の確認等

第 3 (2) に掲げるもののほか、当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が 2,500 万円以上（ただし建築一式工事は 5,000 万円以上）の場合は、以下に掲げる事項を確認するために必要な資料（以下「確認資料」という。）を、配置予定技術者調書と同時に提出させるものとする。

(1) 専任の確認

配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、入札者に対して改めて確認する。

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認

常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを求め、確認することとする。

なお、一般競争入札及び公募型指名競争入札に付す場合にあつては入札公告又は公示文に定める日以前に、指名競争入札に付す場合にあつては入札の執行日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることとする。

第 6 確認資料等の取扱い

第 3 (2) 及び第 5 の規定により提出された確認資料等は、提出者に無断で他に使用しないものとする。

第 7 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性

契約後に本市工事請負契約書第 11 条に基づく通知による監理技術者等は、配置予定技術者調書に記載されている者と同一人であり、かつ当該工事の元請会社に所属する者とする。

ただし以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと本市が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

- (1) 病気等の理由により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (2) 当該監理技術者等が死亡した場合
- (3) 当該監理技術者等が退職した場合
- (4) 当該監理技術者等が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 発注者の責により工期延期となる場合
- (6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理技術者等として従事した場合

第8 落札決定等の無効

提出期限を過ぎても配置予定技術者調書の提出がない場合又は本市の指示に従わない場合は、落札決定又は落札候補者決定を無効とする。

第9 その他

同一年度内で繰り返し警告を行った場合は、大阪市競争入札指名停止措置要綱による指名停止を行うことができる。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年7月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年1月22日から実施する。
- 2 この要領による改正後の要領別紙の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 10 日から実施する。

工事名称 _____

配置予定技術者調書

申請者名 _____

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者 ・ 主任技術者 (該当する項目に○をしてください)
氏名		
資格・免許 (登録番号)		<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級土木施工管理技士 [一土施] () ・ 一級建設機械施工技士 [一建機] () ・ 技術士 (建設部門) [技 (建)] () ・ 技術士(総合技術監理部門「建設に係るもの」)[技(総建)] () ・ 技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」)[技 (建鋼)] () ・ 技術士(総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」)[技(総建鋼)] () ・ 上記以外の資格 [] ()
工 事 経 歴 概 要	工事名称	
	発注機関	
	施工場所 (都道府県・市町村名)	
	契約金額	(千円)
	工期	年 月～ 年 月
	工事内容 (工事規模等)	

※ 裏面の注意事項を必ず御一読ください。

※ 請負代金額が 2,500 万円以上 (建築一式工事は 5,000 万円以上) となる場合は、建設業法第 7 条及び第 15 条に定める経營業務の管理責任者及び営業所ごとの専任技術者は、当該工事に配置できません。

配置予定技術者調書提出に関する注意事項

- ① 資格・免許の欄には、当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、その者が申請日（一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあつては入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあつては入札の執行日。以下同じ。）現在で常勤の自社社員であることを証するものの写しをあわせて添付すること。

※ 当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が 2,500 万円以上（建築一式工事 5,000 万円以上）の場合は、申請日現在で常勤の自社社員であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。ただし、一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあつて、入札公告又は公示文に別途定めがある場合はこの限りでない。

（例）

○一級土木施工管理技士資格者証（写）	○雇用保険における被保険者証（写）
○監理技術者資格者証（写）	○雇用保険における被保険者通知書（写） （事業主通知用）
○監理技術者講習修了証（写）	○市町村発行特別徴収税額通知書（写） （特別徴収義務者用）
○健康保険被保険者証（写） （所属会社が判るもの）	○その他公的書類で雇用が確認できる書類（写）
○標準報酬決定通知書（写）	

- ② 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認めない。
ただし以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと本市が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (1) 病気等により監理（または主任）技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
 - (2) 当該監理（または主任）技術者が死亡した場合
 - (3) 当該監理（または主任）技術者が退職した場合
 - (4) 当該監理（または主任）技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
 - (5) 発注者の責により工期延期となる場合
 - (6) 工期が 2 年以上の長期に渡る工事で 1 年以上の期間連続して監理（または主任）技術者として従事した場合
- ③ 監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有するもの又はこれに準ずる者であること。
なお、「これに準ずる者」とは次の者を言う。
- (1) 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
 - (2) 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
- ④ 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に技術者として配置していないこと。

※ 一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあつて、申請日現在で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。ただしその場合は、全ての候補者について本市の求める条件を満たしていることとし、落札決定日までに配置予定技術者を特定しなければならない。